

行けと。決して自分で車を運転してなど行くなよというふうに言われたんです。それが一番早く診てもらえる方法だと。しかし、それがこういう加算料も含めて、こういうことになるうとは私は思いませんでした。

私は、もう少し時間をかける必要があるのではないかというふうに考えますし、何かの機会でもた質問させていただきたいと思います。

終わります。

○大沼 久議長 ここで暫時休憩いたします。

再開は3時20分といたします。

午後3時00分 休憩

午後3時20分 再開

○大沼 久議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

なお、渋谷佐輔議員から早退させてほしい旨の申し出がありましたので、ご報告いたします。

### 藤原民夫議員の質問

○大沼 久議長 それでは、順位5番、議席番号16番、藤原民夫議員。

(16番藤原民夫議員登壇)

○16番 藤原民夫議員 ラストバッターを賜りまして、最後までよろしく願いいたします。

私は、通告しております2点について、市長並びに福祉事務所に質問をするものであります。

初めに、改定介護保険法についてであります。

ことし10月から介護施設の居住費と食費が保険給付から外れ、原則として利用者の全額自己負担、いわゆるホテルコスト負担ということとなったわけであります。

国会で介護保険法が自民党、公明党、民主党の賛成多数で成立したのは6月下旬であります。そのわずか3カ月後の実施で、現場では不安と困惑が隠せなかったということであります。改正された介護保険法は、国民の負担をふやして政府の財政支出を減らしていく、いわゆる小泉内閣の小さな政府計画の一つであります。

対象となるのは、生活の場である特別養護老人ホーム、また、リハビリ中心の介護老人保健施設、また、医療ケアを受ける介護療養型医療施設のこの3施設であります。また、短期で入所するショートステイにも適用されます。さらに、デイサービス、デイケアなど通所サービスの食費も全額自己負担となるのであります。

実際の負担額は施設が決めるわけですが、厚生労働省が示している所得に応じたモデルケースが基準となるわけであります。厚生労働省のモデルでは、住民税課税世帯で特別養護老人ホーム相部屋の場合、食費がこれまでの月2万6,000円から4万2,000円に、居住費が負担ゼロから月1万円に上がるのであります。通常の1割負担と合わせた合計負担額は月2万5,000円の引き上げとなるのであります。年間にすると30万円もの負担増となるのであります。これまで居住費の負担がゼロだった従来型の個室は、新たな居住費、食費の負担と1割負担を合わせると、月4万8,000円もの大幅な負担増となるのであります。

政府は、施設サービスと在宅サービスとの費用の不均衡を是正するなどと言ってこのたびの負担増を正当化したのでありますが、しかし、在宅にも、施設にも負担増を強いているのが実態でありまして、導入の理由は全くのごまかしというほかはないのであります。

全国の市町村の自治体の中には、不均衡の是正というならば、在宅サービスこそ充実すべきではないかということで、在宅のデイサービス利用者への負担増を求めず、介護保険の対象外

となる食事提供加算分、約420円ではありますが、これを独自に補助するという方針を打ち出したところもあるという報道もあるのであります。

いずれにしても、介護保険の改定による市民への負担増が与える影響について、緊急に実態調査を行うことについて、市長はどのようにお考えか、まずお尋ねをするものであります。

そこで、第1点として、低所得者の負担軽減策についてお尋ねをいたします。

今回の改定による居住費、食費の負担増が余りにも大きな内容であるために、政府も極めて不十分ながらも低所得者対策を設けているのであります。その中心が市民税非課税世帯の人を対象とした補足給付、いわゆる特定入所者介護サービス費であります。この補足給付の仕組みは、所得に応じて負担限度額を定めて、居住費、食費の基準費用額とその人の負担限度額の差額を利用者にかわって介護保険から施設に支払うことで低所得者本人の負担を抑えると、こういう仕組みであります。この補足給付の対象となるのは、利用者負担の第1段階、いわゆる市民税非課税世帯の老齢福祉年金の受給者または生活保護受給者でありまして、この第1段階から第3段階、これは課税年金収入が80万円を超え266万円未満の方であります。この第1段階から第3段階まででありまして、この補足給付の対象となる利用者負担段階というのは、このたびの改定によってことし10月から施行された仕組みだということでもあります。

解説書を見ますと、この第1段階から第3段階まで、施設入所されている方の約6割、特別養護老人ホームの場合は約8割の方がこれに該当するというのであります。この補足給付を受けるには、市の方から介護保険負担限度額認定証というふうな交付を受けなければならないということになっていて、原則として利用者本人が市に交付の申請をするということが必要ということでもあります。この認定証を施設の窓口

に提出することで、ようやく補足給付を受けられるようになるということでもあります。既にことし10月1日から居住費、食費が値上げされております。所得が少なく、本来であれば補足給付の対象となる人も、早くこの認定証の交付申請を済ませなければ、負担増の対象となってしまうわけでもあります。ところが、法の成立から施行まで3カ月という強行スケジュールだったこともあって、施行時には補足給付の仕組みについて、利用者はもとより、施設関係者や自治体にも十分周知されないという、そういう実態があるのではというふうに向っておるのであります。

補足給付の対象となる人全員が実際に給付を受けられるようにするために、市の役割は非常に重要だと思っておりますが、この対策について、市報などを通じたPRや対象者を把握して、そういう方への周知などについてこれまでどのような対策を講じられてきたのか、福祉事務所に答弁を求めるものであります。

この補足給付を受けることで、利用者負担第2段階の人、いわゆる市民税非課税で年金収入などが80万円以下の人であります。こういう方々は特別養護老人ホームを利用する際の自己負担額が現在より若干減るわけではありますが、利用者負担第3段階の人は、この補足給付を受けても、現在に比べて多床室で月額1万5,000円から2万5,000円もの負担増となるということでもあります。

補足給付以外に実施される低所得者対策として、一つは、高額介護サービス費の見直しや、2点目、社会福祉法人減免制度の見直し、3点目、高齢夫婦世帯等の居住費、食費軽減制度、介護保険実施以前から特別養護老人ホームに入所している人の負担軽減措置、4番目として、利用料を支払った場合に生活保護の適用となる人の負担軽減措置、これらがあるわけでありまして。市としてもこうした対策にきめ細やかに対

応して、制度の対象となる人が実際に利用できるように支援していくことが今こそ重要だと思いうわけであります。このことについて、市長の見解をお伺いいたします。

また、低所得者対策についてお伺いいたしますが、対象者要件の見直しによって、資産に関する要件が持ち込まれたのであります。これまでは預貯金などの資産に関する要件がない自治体が多くあったわけでありますが、今回の見直しによって、預貯金が350万円、世帯が1人ふえるごとに100万円を加算、この350万円以下という要件が持ち込まれて、減免を受けるためには資産審査が必要となってしまうのであります。

厚生労働省は、年収の要件や預貯金の要件が見直し後の国の要件よりも緩やかな基準の設定している自治体については、国の補助にペナルティーがあるかのように説明しているということですが、こういう自治体では、締めつけをはね返して、よりよい制度を守っていくということが大切ではないか。国と一線を画する構えも見られるようであります。

さらに、新たに扶養に関する要件や、保険料の滞納がないという要件も加わったようであります。特に保険料の滞納という要件については自治体の役割が重大だと思っております。保険料を滞納している人は、基本的に年金収入が月に1万5,000円未満しかなく、保険料すら払えないのに、重い利用料が払えるはずがないというふうに思うのであります。国のこうした要件をそのまま当てはめれば、地域の中に介護を必要としながらサービスを受けられない、いわゆる介護地獄の家庭を置き去りにすることにもなりかねないと思っております。厚生労働省も、介護保険料を分納している者や支払いの誓約をしている者など継続して介護料を支払う見込みのある者については、市町村が個々の事情を勘案して適切に対応していただきたいというふうにしてきているのであります。まさに市町

村のきめ細かな対応が求められていると思うのですが、市長のお考えをお聞きするものであります。

この項の最後にお聞きをいたしますが、介護保険の利用料軽減に対する自治体の支援策についてであります。

第1に、保険料段階を細分化して、所得の多い人により大きい負担を求めることで、それ以外の人たちの保険料を抑えることであります。

第2番目に、介護給付費準備基金積立金を活用することによって値上げを凍結したという市町村もあるという話を伺っております。このことについての見解はどうかお伺いをするものであります。

第3に、平成15年の保険料改定の際は最大21年まで償還期間の延長を認める措置がとられたわけでありますが、今回も償還期間の延長などが必要であると思っておりますが、このことについての見解もお伺いするものであります。

質問の二つ目は、今回の介護保険法の改定に当たって、施設設置者などから「現場に戸惑いや批判」というタイトルで山形新聞が特集で取り上げております。

報道によりますと、介護保険施設の居住費や食費の自己負担実施を前にして、東京都内で開かれた全国老人福祉施設協議会の緊急集会の様を取り上げておるのであります。それによりますと、今回改正では、従来の介護報酬から利用者負担にした食費と居住費を単純に差し引いた結果、施設も充実し、手厚いケアが実現できるユニット型個室の介護報酬が最低になった。ユニット個室は新たな特別養護老人ホームの姿として厚生労働省が転換を推進しているにもかかわらず、実質的に1人当たり月額5万円近く介護報酬が減る計算になるなどとして困惑している様子が報道として大きく取り上げられております。

確かに食費と居住費の保険給付からの除外は

施設の運営に影響するわけであり、同時に、今回の措置によって生じる施設事業費の減収の状況と、それによるサービスの低下などが起きていないかどうか、あるいはまた一定の所得、つまり市民税が世帯非課税でない、こういう方には食費と居住費の上限がないわけであり、青天井となつて、高額のホテルコストを取っている有料老人施設との境界がなくなるのではないか。あるいはまた、経営上の理由で、一定所得以上の入所に偏つて、事実上低所得者の排除につながってしまうのではないか。そうした心配も生まれているわけであり、そこで、長井市の介護保険事業者の最近の実態について福祉事務所長にお尋ねをいたします。

次に、障害者自立支援法について、市長並びに福祉事務所長にお尋ねをいたします。

障害者自立支援法が10月末に成立いたしました。来年4月の施行であります、法律の主なポイントは、第1番は、これまで障害種別だった身体、知的、精神の3障害の福祉サービスを一元化して、実施主体も市町村に一元化すること、二つ目は、利用料はこれまでの所得に応じた応能負担から原則1割の応益負担にすること、三つ目は、福祉施設を大きく日中の場と住まいの場に分けて、それぞれの機能を再編すること、四つ目は、公費負担医療制度の改正などです。

特に今回の法案の大きな特徴は、応益負担というこれまでにない負担制度が導入されたこと、であります。現行の障害者福祉は、契約に基づいて障害者みずからサービスを選択できる仕組みとして支援費制度が2003年度にスタートしたばかりであります。それが2年連続の予算不足という失政で破綻、そして、介護保険との統合で安定財源を確保するという方針転換を契機に、応益負担の方向が打ち出されたのであります。介護保険との統合は先送りとなりましたが、現行ではばらばらな身体、知的、精神のサービス

提供の仕組みを一本化した上、医療や就労支援の仕組みも合体させるという改革を理由に、それはそれでいいわけですが、それを理由に応益負担が法案に持ち込まれたということでもあります。

応益負担は、利用したサービスに応じて自己負担を高くしていくもので、支援法では1割負担としたものであります。利用するサービスは、障害者が生きていく上で不可欠なもの、社会参加や自立という障害者が人間らしく生きていく、暮らしていく上でなくてはならないもの、こうした福祉の心はそもそも考慮されない、そういう仕組みであります。つまり障害が重くなるほど、サービスを必要とする人ほど重い負担を押しつけられる。こういうことになるのであります。応益負担の益、これは、障害者にとって決して利益を得ているわけではないのであります。サービスを使うことでやっと健常者と同等に並ぶことができるのであります。自立自助といいますが、障害者家族は、これまでも自立自助でやってきているのであります。その上に1割負担とはあんまりだという声が上がっております。

例えば、グループホームで生活し、日中は認可の作業所に通所しているという人は、今はグループホームの実費負担以外は基本的には無料であるわけであり、しかし、1割の応益負担が導入されるとどうなるか。まず、日中の作業所通所に月16万円ぐらいで、その1割の1万6,000円、グループホームは支援費制度の区分によりますと重度障害者で約13万円、その1割の1万3,000円、合わせると2万9,000円です。グループホームは実費で平均6万円として、合計8万9,000円の負担であります。それ以外の出費もありますから、さらに加算されるわけであり、

障害者の基礎年金は、1級で約8万3,000円、2級で6万6,000円です。働きたくても働けない。働いていても作業所では月数千円と

いうわずかな工賃であります。現にせせらぎの家の作業所の賃金は月6,000円から1万円というふうに聞きます。そういう収入状況と年金ではとても払えないのであります。しかも、入所している場合は新たに食費負担が今度は全額負担となるのであります。そのほかに光熱水費、医療費なども加算されますと、半端でない負担になる。そういう制度がスタートしたわけでありませう。

市長にお尋ねをいたします。

厚生労働省は、今回の定率負担、応益負担の導入によって、基本的に扶養義務負担を廃止すると言っております。しかし、一方で、低所得者対策として出された上限設定の基準は同一生計世帯の収入を基準にしております。社会的支援や所得保障も不十分な中では、障害の重い人が自立生活を営むことは困難でありまして、親、家族の介護に依存して、高齢期に至るまで家族同居を余儀なくされているのが現状であります。こうした状況の中で、同一生計世帯の収入を根拠とするならば、それは低所得者対策とは言いがたいものであり、まさに実質的な扶養義務を強いる結果となると思うのであります。

この扶養義務制度が成人期の障害者にどのように重荷になり、気兼ねになってきたか。ある障害者は、母の介護がなければ生活できない重度障害者です。しかし、その母も体調を崩して、食事も入浴も困難になっている。本当はヘルパーさんにもっと来てもらいたいのだが、父あての利用料の請求書を見ると、とてもこれ以上は頼めない。こんな肩身の狭い思いをいつまでしなければならぬのか。こうした思いや願いに示される実態、これが応益負担では生活できない障害者、家族の実態であります。

市長は、このたび成立した障害者自立支援法の費用負担について、応益負担の理念を導入したことについてどのようなご見解をお持ちか伺いをするものであります。

次に、障害者福祉サービスは、これまでの能力に応じた負担から、新たに月額の上限額を設けた上での原則1割負担となるということでありませう。それによりますと、世帯ごとの負担上限額は、市民税課税世帯で月額4万200円、市民税非課税世帯の場合は、一つは2万4,600円、2番目、障害者の収入が年収80万円以下の方は1万5,000円、生活保護世帯は無料、負担上限額は世帯全体の所得で決まりますが、親や兄弟の所得は障害者を税制や医療保険で被扶養者にしていない場合は対象外として、配偶者の所得は障害者を被扶養者にしていなくても含めて考えるなどとしております。つまり作業所の工賃を上回る利用料負担が障害者の方にかかってくるということでありませう。これを知って、通所障害者の中からも、将来への不安や家族への気兼ね、また、利用できなくなることへの不満が広がっているという話を聞きますが、こうしたことへのケアについてどのようにお考えか、市長にお聞きをいたします。

最後に、平成15年度を初年度として22年度までの8カ年計画による長井市障害者福祉計画が策定されておるわけでありませうが、このたびの身体、知的、精神障害者の3障害の福祉サービスを一元化するという障害者自立支援法の成立に当たって、計画の練り直しが求められているのではないかと考えますが、このことについて市長はどのように判断されるのかお聞きをいたしまして、壇上からの私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴まことにありがとうございました。(拍手)

○大沼 久議長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 藤原議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、介護保険の改定による市民への負担増が与える影響等について緊急に実態調査を行うことをどのように考えているかということでありませうが、在宅で介護サービスをご利用してい

ただいている方については、担当のマネジャーが相談、計画策定のため、最低でも月1回は訪問しているのはご案内のとおりであります。ケアマネジャーの方には、今回の改正で負担が大変になったなどとの相談があったときは市の福祉事務所に連絡をしていただき、可能な限り負担軽減を図らえるよう努めているところであります。

また、施設入所者の方につきましては、施設職員とも十分連携を図りながら、ご家族との相談に対応をさせていただいているところであります。今後もご本人からの相談や、ケアマネジャーあるいは施設からの情報を通じ実態把握に努めて、きめ細かな対応をしてまいりたいと思っております。

次に、軽減制度の対象となる人が実際に利用できるように支援していくことが今こそ重要だというご意見であります。介護サービスを利用なさっている方は、お一人お一人身体的な状態、あるいは介護環境、あるいは経済環境などがそれぞれ違っていると思われま。お話がございました軽減制度につきましては、今後も継続してPRを行い、困ったときにすぐご相談できるような環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

また、その方の負担能力に応じた相応の支援をさせていただき、必要な介護サービスが利用できなくなるということがないように努めてまいりたいと思っております。

3番目は、保険料滞納者に対するきめ細かな対応についてのご質問だと思います。

介護保険料の滞納者の方に対しては、国民健康保険税と同様に給付制限の措置などが国から求められているわけですが、重い利用者負担を求めるなどの措置については、個々の高齢者の方の事情を勘案し、慎重な対応が必要だというふうに考えております。したがって、今後も訪問や電話による相談を積極的に行うとともに、

口座振替制度の活用等を推進し、できるだけ早期に完納していただくよう努めてまいりたいと思っております。

次に、障害者自立支援法の費用負担、応益負担についてであります。国は障害者の方の福祉サービスを国が義務的経費に位置づけることで安定した財源を確保したいと。そして、障害者の方は、サービスの量的拡大をしていく上では障害者本人の方の負担は避けられないというものだと思います。このようなことから、この応益負担は国の制度でありますので、それについての減免の措置を設けているわけですが、減免制度等については福祉事務所長から少し詳細に説明をさせていただきます。

最後に、長井市の障害者福祉計画についてであります。長井市の障害者福祉計画は障害者の皆様の福祉の向上を図るための基本方針であります。障害者自立支援法は、数年後に介護保険と統合したいという意向もあるようでありますし、そういう情報等もあるようですから、この動向を見きわめながら、しかるべき時期に長井市の障害者福祉計画の見直しが必要だと考えているところであります。

なお、具体的、そして詳細については福祉事務所長から答弁をさせます。

○大沼 久議長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 藤原議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、介護保険の方につきましては、私の方に3項目にわたりまして質問があったというふうに思っております。

以下3点につきましてお答え申し上げます。

まず第1点でございますが、特定入所者介護サービス費、いわゆる補足給付であります。それを受けるための手続はどうしているかというご質問についてお答え申し上げます。

利用負担の軽減制度につきましては、8月1日号の市報でお知らせしたところでございます。

が、さらにその周知と手続を徹底するために、10月1日の実施に合わせまして、事前に該当者全員につきまして当該の軽減制度の説明とともに介護保険負担限度額認定申請証を全員の方に郵送させていただきました。簡便な方法で手続できるような配慮もしたつもりでございます。そのような手続をしたところでございますが、新たな介護認定を受けられる方につきましても同様に介護通知とともにご案内を申し上げまして、申請をいただいているところでございます。

質問の第2項目であります。こちらは3点にわたりましてあったというふうな、第1から第3までということであったかというふうに思っております。

まず第1点目でございますが、保険料段階を細分化しまして、所得の多い人により大きな負担を求めることによりまして、それ以外の人たちの保険を抑えることというご質問でございましたが、現在1号被保険者の介護保険料につきましましては全国一律に5段階区分で賦課されている状況でございます。しかしながら、来年度、平成18年度以降につきましましては、課税層の段階区分を市町村の裁量によりまして区分をふやすことができるようになりました。これまでの国の説明資料によりまして、標準的な賦課区分として、低所得者である非課税層の枠を細分化しまして、新第2段階が創設され、トータルで標準としては6段階でございます。これによりまして、負担能力の低い層にはより保険料の低い率を設定することになっておるところでございます。

藤原議員からお話がありました所得の多い人によりまして大きな負担を求めることにつきましましては、市町村の条例で定めることにより行うことができますところでございますが、課税層の保険料負担の状況をよく見きわめながら検討させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

第2に、介護給付費準備基金積立金を活用することによって値上げを凍結したというふうなお話を先ほど伺いましたところでございますが、このことについて長井市の見解はどうかということについてお答え申し上げたいと思います。

介護保険料の設定につきましては、3年間固定することが原則でございます。年度間の調整につきましては、基金の積み立ての取り崩しによりまして調整を図っているところでございます。平成17年度末の介護給付費準備基金残高につきましましては、今のところ見込みでは2,369万5,000円でございます。現在、来年の18年度から始まります第3期の保険料の設定につきましまして検討しているところでございますが、サービス料、被保険者の伸び、また、基金積立額を考慮しまして、積立額が過大あるいは不足にならないよう適正な保険料の賦課に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

この項目、第3番目でございますが、平成15年度の保険料の改定では最大21年まで償還期間の延長を認められる措置がとられたと。今回も同様の措置が必要と思われるが、見解はどうかというご質問でございますが、財政安定化基金制度につきましては、市町村、県、国がそれぞれ拠出しまして、不測の事態に備えているものでございます。山形県における16年度末の介護保険基金積立額については、約24億円でございます。借り入れる際は無利子となっております。藤原議員からお話がありました償還期間の延長につきましては、平成15年の保険料改定の際、山形県単独の特例措置として実施したそうでございます。18年度の保険料改定については、償還期間の延長は現在のところ考えていないというところでございます。

また、本市におきましては、安定化基金の借り入れは現在までございません。今後もそのようなことのないように保険料について慎重にその額を決定してまいりたいというふうに考えて

おるところでございます。

介護保険につきまして、最後のご質問でございますが、今回の措置によりまして生ずる施設、事業所の収入減、減収の状況と、それによりサービスの低下などについてのご質問にお答え申し上げます。

10月利用分の請求内容がまだ国保連合会から届いていない状況でございますが、正確な数字は市の方では掌握しておりませんが、慈光園とリバーヒルの方に照会したところでございます。慈光園では1カ月約163万円ほどの減収が見込まれるということで、その内訳につきましては、長期入所129万円、ショートステイが18万8,000円。デイサービスにつきましては22万円の減ということを見込んでおるといふふうなお話を聞いておるところでございます。リバーヒルにつきましては、月額112万円ほどの減収が見込まれるということで、その内訳につきましては、長期入所、ショートの方が約100万円の減、デイケアの方が12万円の減ということで、経営状況につきましては厳しくなる見込みであるということをお聞きしているところでございます。特に食事代につきまして、1日2,120円の収入から1,380円に引き下げられたことが大変だということでありましたが、事務的経費などのほかの分野で最大限経費の節減に努め、経営努力しまして、質の低下を招かないように頑張っておられるということをお聞きしているところでございます。

次に、障害者自立支援法のことでございますが、市長が答弁したとおりでございますが、私の方から詳細にまた説明をさせていただきたいと思っております。

議員ご指摘のとおり、平成15年度から支援費制度がスタートしたわけでございますが、予想外の利用の伸びで国の予算不足ということで、議員おっしゃるとおりの制度の改正ということに至ったわけでございます。

また、支援費制度では身体障害者、知的障害者、障害児のみが対象でありまして、精神障害者が対象とされていなかったということで、3障害ということで対象を拡大を目指して新しい制度が必要だったということでございますが、新しい制度につきましては、介護保険などのほかの制度とのバランスを考慮していかなければならないということで、障害者の方の自立助長を支援しまして、精神障害者を含めました障害者福祉サービスを量的に拡大しまして、また、制度を安定的に運用していくためには利用者の負担は避けられないということでございます。

応益負担が導入されましたが、厳密に言いますと、応益負担そのものではなくて、定率負担の月額上限を設定したり、食事分につきましても、食費負担の軽減措置なども設けられておまして、応益と応能をミックスしたような制度であるというふうの説明を聞いておるところであります。

このたびの自立支援法によりまして詳しい情報につきましては、これからもまだ国の方で細部にわたって決定していくという動向も伺っておるところでございますが、現在私どもが説明を受けている減免制度について若干触れさせていただきたいと思っております。

減免制度につきましては5項目、議員ご指摘のとおり5項目でございます。1割負担分の項目につきましては、3分野にわたってございます。1番目は定率負担の上限額の設定ということで、低所得者1、2、あと一般に分けてございまして、低所得者につきましては1万5,000円を上限とすると。低所得者2については1万4,600円を上限とする。これは、1と2の境につきましては、市民税非課税世帯、同じであります。本人収入が8万円以下が低所得者1、80万円からが低所得者2ということで、このように分けておるところでございます。

さらに2番目に、先ほど議員が申しました高



額障害福祉サービス費の方で、こちらであります。同一世帯で複数のサービスを利用した場合には、合算しまして定率負担額の上限額を償還というような制度でございます。

それから、いわゆる社会福祉法人の減免、特別減免が、これがその他のサービスに係る減免ということで、こちらの三つが1割負担分に係る減免ということでございます。

それから、4番目には、食費、光熱費に係る減免でございますが、通所の施設利用者につきましては、食費負担軽減措置ということで、人件費分、食費の約3分の2を減免する制度、それから、介護保険等紛らわしいもので、やはり補足給付というのありまして、こちらの方、施設入所利用者につきましては該当していくという制度でございます。

さらに、この四つの制度を使いましてもまだ生活が大変な人につきましては、生活保護に該当しなくなるまで定率負担額上限は引き下げるという制度で利用を促進しながら、生活保護の該当ならないようなところを工夫しているところでございます。

最後に、障害者福祉計画でございますが、制定しております長井市障害者福祉計画につきましては、長中期の計画でありまして、今回の改正によりまして基本的な理念等には変更ないというふうに考えておるところでございます。

以上、簡単にご説明申し上げました。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 どうもありがとうございます。

特に市長から、滞納者に対する市の対応ということで、国保税と同様に給付制限が国から言われておるが、それをそのまま当てはめるのではなくて、個々の事情を勘案してこれに対応していくというご答弁をいただきましたが、まさにそのような対応をお願いしたいというふうに思っております。

若干お聞きいたしたいと思いますが、この介護保険料の値上げをどうしても食い止めるというふうなことを、もう決まってしまったといえども、来年4月は3年ぶりに65歳以上の介護保険料、いわゆる第1号保険料を改定する時期になっているというわけですね。それで、今回の介護保険改定前に政府が示した試算では、現在全国平均で月3,293円の保険料、これを今度約4,000円にするということで、二、三割程度の値上げが見込まれると。これを発表しながら、一方で今回の改定で居住費や食費が介護保険の給付対象外になったことで、1人当たり月額200円の保険料の抑制効果があるんだというふうなことを言っております。しかし、さらに2割程度の値上げになるというふうに見込まれているわけでありまして、本当に大変な状況だなど。

特に最近では、税制改正などによって定率減税の半減、あるいはまた公的年金等の控除の縮小、それから老年者控除の廃止、非課税限度額の廃止というふうなことで、あるいは非課税となる年金収入額は単身者の場合266万円から155万円というふうなことで大変な状況に今なっているわけで、生活を守っていくというふうな点では本当に敏感にならざるを得ないということで、こういった点については、市としても何とかして市民の暮らしを引き下げないという方向で是非努力をお願いしたいというふうに思うわけであります。

先ほど福祉事務所長から、該当者の認定、該当者にする書類について、8月1日の市報での広報、私も教えられまして見てみましたが、なるほど1ページを取って、こういった該当者は認定証が必要なんですよというふうなPRもありましたし、今お聞きしますと、該当者直接にそれぞれ郵送して対応を図ったという話をお聞きいたしまして、そういった姿勢に対しては本当によかったというふうな心から感謝を申し上

げるものであります。

それで、いろいろ言うべきことはたくさんあるわけですが、特に今の答弁でお聞きして、さてと思ったのは障害者自立支援法のことで、今度の算定が応益負担になるということの問題についての深刻さといいますか、これについては本当にわかっておられないのではないかなというふうな感じがしてこの答弁をお聞きしているんです。

それで、応益負担というのは、つまり今までは応能負担だったんですね。応益負担というのは、今度かかった費用の1割ですから、かかる費用というのは障害の重い人ほどかかるんですよ、経費がね。いろんなことでかかる。したがって、この自立支援法によるこの経費は、つまり重い人ほど大変だなど。重い人ほど大変な結果を生み出す、そういう負担に変わったんだと。

応益ですから、この前五十川にある施設にも行ってきましたが、子供たちの中には、親からもそういった話もあったということなんですが、やめざるを得ないというふうな方もおられて困っているんだという話もお聞きしております。障害者のほとんどは親元や施設で暮らしているわけで、先ほど申し上げましたが、作業所の工賃は月に5,000円から1万円程度だというふうなこと、そして作業所の利用料が1割負担になれば、5,000円の工賃をもらうために1万5,000円を払うというふうな矛盾が生まれてくると。月の収入が15万円以下の低所得者で施設入所をしている人の場合は、費用負担は3万円がこれまでの5万円になるというふうなことで、さらに今度食費が全額負担ですから、それが加われば大変な額になると。

障害者年金、多くの人は収入が大体10万円とかそういった障害者年金だけが多くの人の収入になっているわけで、その半分が利用料に消えてしまうことになるのではないか。一体自立とは何だというふうなことをおっしゃっておられ

る方もおられるんですね。半分が利用料に消えると。これではとても社会参加ができなくなるというふうなことで、応益負担というふうな実態については非常に理解が、もう少し現状についておわかりにならないのかなという感じがいたしますが、市長もう一回ご答弁をお願いします。

○大沼 久議長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 今藤原議員が具体例を挙げられたように、そういう面があると思いますね。それはそういうふうになってきたわけでありますから、そのことがわかっていないのではないかと言われれば、それはそうなるだろうと私も理解はいたします。

しかし、それが悪いから別の方法があるかといえば、やはりこれは減免とか、きめ細かな対応とかいうようにしか今の市の場合ではなかなかできないと。これはやはり国の制度でもありますから、その点もご理解をいただきたいと思うところであります。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 それはわかりますけれども、しかし、やはり実際に生活しておられるそういった障害者の方々の実情をごらんいただいて、また、話も十分に聞いて、そしてそういったことに対する声をやはり受けとめていただくと。そして、いろんな場面に反映させてもらえないかと。出たばかりの法案をすぐにひっくり返せなんて市長に言っているわけではないんです。そういったことを反映してもらって、少しでも障害者のやはり力になれる、障害者が少しでも明るい行き先を見出すことができる、そういった姿勢にぜひお願いしたいものだという事を言っているわけです。

以上で私の質問を終わります。

散 会

○大沼 久議長 本日はこれをもって散会いたします。

再開は明日午前10時といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 4時18分 散会